

## 1 火災による被害の証明書発行の手続き

り災証明書の発行	
手続き窓口	<p>【寝屋川消防署】 住所:池田二丁目11番73号      TEL 072-852-9966</p> <p>【西出張所】 住所:春日町 20 番 22 号      TEL 072-852-9860</p> <p>【南出張所】 住所:下木田町 16 番 17 号      TEL 072-852-9866</p> <p>【明和出張所】 住所:打上宮前町 2 番 3 号      TEL 072-852-9869</p> <p>【三井出張所】 住所:三井南町 25 番 2 号      TEL 072-852-9872</p> <p>【神田出張所】 住所:東神田町 22 番 6 号      TEL 072-852-9863</p> <p>※ 上記記載の消防署所及び枚方市内の消防署所で発行が可能です お近くの消防署所にお問い合わせください</p>
対象者(要件)	火災により住居等が被害を受けた方
必要なもの	り災証明書交付申請書 申請者の本人確認できる証(運転免許証 等)
その他	り災証明書は災害で被災した家屋等の被害を証明する書類です
メモ	

## 2 火災後に受けることのできる支援制度

災害見舞金及び弔慰金の申請		市 HP:ID	2414
手続き窓口	危機管理部 防災課 住所 本町1番1号（寝屋川市役所 3階） TEL 072-825-2194		
対象者(要件)	(見舞金)災害により家屋が被害を受けた方 (弔慰金)災害により死亡した方のご遺族		
申請期間	災害を受けた日又は死亡した日から1年以内		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・郵送での申請</li> <li>・オンライン申請</li> </ul>		
必要なもの	(見舞金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・災害見舞金等支給申請書支給申請書</li> <li>・寝屋川市に住所を有することを証明する書類(住民票の写し 等)</li> <li>・見舞金等の振込先となる金融機関を確認できる書類(通帳のコピー 等)</li> </ul> (弔慰金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記書類の他、死亡したことを証明する書類(死亡診断書 等)</li> </ul>		
見舞金等の区分	(見舞金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 焼 100,000 円</li> <li>・半 焼 50,000 円</li> <li>・部分焼 30,000 円</li> </ul> (弔慰金) 50,000 円		
その他	ご不明点等ございましたら上記の連絡先にお問い合わせください		
メモ			

固定資産税の減額または免除		市 HP:ID	3488
手続き窓口	市民サービス部 税制・市民税担当 住所 早子町12番16号(サービスゲート 4階) TEL 072-813-1132		
対象者(要件)	火災 等により家屋が被害を受けた方		
申請期間	火災を受けた日から(直近の)納期限まで		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・郵送での申請</li> </ul>		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> </ul>		
免除等の概要	(減免までの流れ)		
	(1)窓口または郵送にて、①申請書及び、②り災証明書 等をご提出		
	(2)現地調査		
	(3)減免税額の決定・決裁(根拠法令に基づく)		
	(4)結果のご連絡		
	(根拠法令)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第 367 条</li> <li>・寝屋川市税条例第81条第 1 項第 2 号 等</li> </ul>		
	損害の程度	減免率	
	全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、 又は復旧不能のとき。	全額	
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該 家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	10 分の 8	
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく 損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の 価値を減じたとき。	10 分の 6	
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替 えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4	
その他	ご不明点等ございましたら上記の連絡先にお問い合わせください		
メモ			

市民税の減額または免除		市 HP:ID	3512
手続き窓口	市民サービス部 税制・市民税担当 住所 早子町 12 番 16 号(サービスゲート 4階) TEL 072-813-1114		
対象者(要件)	①災害による納税義務者の死亡により納税義務を承継した方 ②災害により身体障害者となった方 ③災害により重傷を負った方(治癒に1月以上を要し、かつ、多額の医療費を要する負傷で、身体障害者となるに至らない程度のもの。) ④災害により資産に損失を受けた方 ※納税義務者及び納税義務者と生計を一にする親族の収入状況等によっては、減免を適用することができない場合があります。		
申請期間	納期限まで		
申請方法	・手続き窓口での申請 ・郵送での申請		
必要なもの	①・り災証明書 ・保険金等の支払額を証明する書類 ・預(貯)金通帳の写し(納税義務を承継した者及び納税義務を承継した者と同居する親族のもの) ・その他必要と思われる書類 ②・り災証明書 ・身体障害者手帳等の写し ・保険金等の支払額を証明する書類 ・預(貯)金通帳の写し(納税義務者及び納税義務者と同居する親族のもの) ・その他必要と思われる書類 ③・り災証明書 ・医療費等の領収書の写し ・医師の診断書の写し ・保険金等の支払額を証明する書類 ・預(貯)金通帳の写し(納税義務者及び納税義務者と同居する親族のもの) ・その他必要と思われる書類 ④・り災証明書 ・保険金等の支払額を証明する書類 ・預(貯)金通帳の写し(納税義務者及び納税義務者と同居する親族のもの) ・その他必要と思われる書類		

免除等の概要	①災害の発生の日以後に納期限が到来する納期分の当該被相続人の市民税額の全額 ②災害の発生の日以後に納期限が到来する納期分の所得割額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ③災害の発生の日以後に納期限が到来する納期分の所得割額に 100 分の 70 を乗じて得た額 ④災害の発生の日以後に納期限が到来する納期分の所得割額に、当該納税義務者の前年の合計所得金額及び資産の損失の割合に応じ、次の表に掲げる減免率を乗じて得た額		
		減免率	
	前年の合計所得金額	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満の 資産を損失した場合	10 分の 5 以上の 資産を損失した場合
	5,000,000 円以下	2分の1	全額
	5,000,000 円超 7,500,000 円以下	4分の1	2分の1
7,500,000 円超 10,000,000 円以下	8分の1	4分の1	
その他	ご不明点等ございましたら上記の連絡先にお問い合わせください		
メモ			

国民健康保険料の減額または免除		市 HP:ID	25403
手続き窓口	市民サービス部 国民健康保険担当 住所 早子町12番16号(寝屋川市サービスゲート 2階) TEL 072-813-1182		
対象者(要件)	火災により、居住する住宅について著しい損害を受けたとき		
申請期間	原則、納期限当日まで(申請が不可能な環境下に限り、延長可)		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・郵送での申請</li> </ul>		
必要なもの	<p>【窓口申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証 等)</li> <li>※申請者が対象者と別世帯の人の場合、委任状が必要</li> </ul> <p>【郵送申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・国民健康保険料減免申請書</li> <li>※市ホームページからダウンロードまたは担当窓口へ電話連絡</li> <li>・世帯主の本人確認書類の写し</li> </ul>		
免除等の概要	<p>【減免期間】</p> <p>減免の申請のあった日の属する年度末まで ※ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12か月】延期することができます</p> <p>【損害の程度と減免率】</p> <p>被害の程度に応じて3区分に分け、保険料を減額または免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全焼                    100%</li> <li>・半焼                    70%</li> <li>・火災による水損    50%</li> </ul>		
その他	<p>申請受付後、翌月の中旬までに結果を通知します</p> <p>※承認の場合、国民健康保険料の変更通知を送付します</p>		
メモ			

後期高齢者医療保険料の減額または免除		市 HP:ID	25855
手続き窓口	市民サービス部 後期高齢者医療担当 住所 早子町12番16号(寝屋川市サービスゲート 2階) TEL 072-813-1190		
対象者(要件)	火災により被保険者が主たる居住用に供している住宅、被保険者の家財その他の財産が著しい損害を受けたとき		
申請期間	損害を被った日の属する月の翌月初日から1年を経過するまで		
申請方法	・手続き窓口での申請 ・郵送での申請		
必要なもの	<b>【窓口申請】</b> ・り災証明書又は被災証明書 ・対象者の(申請者と対象者が異なる場合は当該申請者を含む)本人確認書類(資格確認書、マイナンバーカード、運転免許証等) <b>【郵送申請】</b> ・り災証明書又は被災証明書 ・後期高齢者医療保険料減免申請書 ※大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードまたは担当窓口に電話連絡 ・対象者の(申請者と対象者が異なる場合は当該申請者を含む)本人確認書類の写し		
免除等の概要	<b>【減免期間】</b> 原則、賦課対象となる月のうち、申請日の属する月からその年度末までの期間 ※大阪府後期高齢者医療広域連合長が特に必要と認める場合、損害を被った日の属する年度の翌年度末まで減免期間とすることがあります。 <b>【損害の程度と減免率】</b> 損害の程度に応じて3区分に分け、保険料を減額または免除 ・全焼又は全壊若しくは大規模半壊 100% ・半焼又は半壊若しくは中規模半壊 70% ・火災による水損又は床上浸水 50%		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

国民年金保険料の免除		市 HP:ID	21657
手続き窓口	市民サービス部 戸籍・住基担当 住所 早子町12番16号(寝屋川市サービスゲート 2階) TEL 072-813-1211		
対象者(要件)	国民年金第1号 被保険者		
申請期間	り災日より2年1か月後まで		
申請方法	<u>個別の違いがあることから事前にご連絡をお願いします</u>		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・本人確認書類(マイナンバーカード、免許証 等)</li> </ul> <u>必要なものについて、個別に違いがあることから事前にご連絡おねがいします</u>		
免除等の概要	災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

教科書の支給		市 HP:ID	—
手続き窓口	教育委員会事務局 教育政策総務課 住所 本町1番1号(寝屋川市役所 東館 2階) TEL 072-813-0070		
対象者(要件)	災害により教科書を滅失・き損等した、市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者		
申請期間	—		
申請方法	児童・生徒が在籍する小・中学校を通じ申請		
必要なもの	・寝屋川市小規模災害教科書支給申請書 ・り災証明書		
支給基準	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けるに至らない災害で、教科書を滅失・き損等した場合		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

保育料の免除		市 HP:ID	25584
手続き窓口	こども部 保育課 住所 早子町12番16号(寝屋川市サービスゲート 4階) TEL 072-800-7087		
対象者(要件)	当該年中に火事、地震等の災害により自己の居住の用に供する家屋等が滅失し、又は損壊したとき(通常の修繕によっては原状回復が困難であると認められるときに限る)		
申請期間	災害が発生した日から1年以内		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・郵送での申請</li> </ul>		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料減免申請書</li> <li>・り災証明書</li> </ul>		
免除等の概要	申請書を受理した日の属する月から災害が発生した日から1年を経過する日の属する月までの期間について、保育料は全額免除となります		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

上下水道料金の内、基本料金以外を減額または免除		市 HP:ID	23819
手続き窓口	上下水道局 経営総務課 住所 寝屋川市本町 15 番 1 号(上下水道局 1・3階) TEL 072-824-1177		
対象者(要件)	火災により資産等に著しい被害を受け、り災証明が交付された方 住居等が半壊または全壊(認定基準有り)と認められた方		
申請期間	随時		
申請方法	手続き窓口での申請		
必要なもの	り災証明書		
減額等の概要	水道料金及び下水道使用料の基本料金を超える額を減額又は免除 減免額につきましては事前相談の際にお問い合わせください		
その他	申請される際は、事前にご相談ください		
メモ			

廃棄物処理手数料の免除		市 HP:ID	—
手続き窓口	環境部 環境事業課 住所 寝屋南一丁目2番1号(クリーンセンター 2階) TEL 072-821-4039		
対象者(要件)	火災により当該世帯が被害を受けた方		
申請期間			
申請方法	現場立会が必要なため事前に手続き窓口にお問合せください		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・一般廃棄物処理手数料免除申請書</li> <li>・現地調査(り災者立会い)</li> </ul>		
免除等の概要	一般廃棄物処理手数料の免除		
その他	災害廃棄物の受入れ条件(処理困難物・搬入方法等)があります		
メモ			

し尿処理手数料の免除		市 HP:ID	—
手続き窓口	環境部 環境事業課 住所 寝屋南一丁目2番1号(クリーンセンター 2階) TEL:072-823-7758		
対象者(要件)	天災その他これに類する被害を受けた方		
申請期間			
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・オンライン申請</li> </ul>		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・一般廃棄物処理手数料免除申請書</li> </ul>		
免除等の概要	し尿処理手数料の免除		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

介護保険料の減額または免除		市 HP:ID	4182
手続き窓口	福祉部 高齢介護室 住所 池田西町24番5号(池の里市民交流センター) TEL 072-838-0518		
対象者(要件)	火災 等により家屋が被害を受けた方		
申請期間	火災 等を受けた日から1年以内		
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き窓口での申請</li> <li>・郵送での申請</li> </ul>		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害状況が確認できる書類(り災証明書 等)</li> <li>・減免申請書</li> </ul>		
免除等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料の減額または免除</li> <li>※減額または免除の期間は、申請日の属する月から1年を超えることはできません</li> </ul>		
その他	ご不明な点がございましたら上記連絡先にお問い合わせください		
メモ			

### 3 火災後の居所が見つからない場合

市営住宅(り災用)一時使用にあたっての手続き		市 HP:ID	—
手続き窓口	都市デザイン部 都市三課(住宅立地) 住所 本町1番1号(寝屋川市役所 3階) TEL 072-825-2266		
対象者(要件)	詳しくは一度お問い合わせください		
申請期間			
申請方法			
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産目的外使用許可申請書</li> <li>・誓約書</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・り災証明書</li> </ul>		
費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用料</li> <li>・電気・ガス・水道等の使用については、本人負担</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災用住戸に空き室がある場合のみ貸出できます</li> <li>・家具等はありません</li> </ul>		
メモ			